

3・15経産省交渉で暴かれた、原子力事業者救済のあくどい手口！

**一般負担金「過去分」2.4兆円を託送料金に転嫁することで、
新電力に0.24兆円を負担させ、大手電力の一般負担金を0.5兆円減額し、
東電の特別負担金を0.2兆円減額する -- こんな国民だましは許せない！**

3月15日の経産省交渉では、反対署名4,388筆を提出し、2月8日提出分と合わせて2万2,906筆に達しました。これをバックに経産省を追及した結果、驚くべき事実が判明しました。

私たち国民は、損害賠償費が5.4兆円から7.9兆円に増えたため、この増分を一般負担金「過去分」2.4兆円として託送料金に転嫁するのだと思い込まれてきました。実は、そうではなかったのです。

結論から言うと、新電力に0.24兆円を負担させる一方、大手電力の一般負担金が0.5兆円減額され、東電の特別負担金は0.5兆円増えるものの、0.2兆円減額された額に抑えられているのです。

そのカラクリは複雑ですが、下図の通りです。

経産省によれば、損害賠償費の5.4兆円→7.9兆円の増分のうち、新電力に0.24兆円を負担させる一方、東電は「2.7兆円→3.9兆円(+1.2兆円)」、大手電力は「2.7兆円→3.7兆円(+1.0兆円)」と増額させています。その算出根拠は2013年度と2015年度の一般負担金と特別負担金の割合に基づきます。2013年度負担金は、東電が一般負担金567.4億円+特

別負担金500億円=1067億円、大手電力は一般負担金1063億円なので、5.4兆円をこれらで割り振ると、→の最初の東電2.7兆円と大手電力2.7兆円になります。2015年度負担金では、東電の特別負担金が700億円増額されたため、**新電力に0.24兆円を負担させた残りの2.2兆円を同様に割り振って、東電+1.2兆円と大手電力+1.0兆円としています。このうち東電の1.2兆円は特別負担金0.67兆円と一般負担金0.53兆円で構成されています。つまり、一般負担金「過去分」2.4兆円は特別負担金0.67兆円と一般負担金1.77兆円に化けているのです。その結果、一般負担金「過去分」の過剰分約0.7兆円が、下図のように、大手電力の一般負担金0.5兆円減額と東電の特別負担金0.2兆円減額に回されているのです。**

こんな国民だましは許しません！

経産省が認めたとおり、損害賠償費は原子力事業者負担義務が課せられており、電力消費者に負担義務はありません。増加分を「過去分」等として託送料金に上乗せするのをやめ、これまで通り、原子力事業者に支払わせるべきです。

損害賠償費 5.4兆円→7.9兆円

